

# 「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」 応募手続きについて

「堺市域における使い捨てプラスチック削減に関する協定」参加事業者・市民活動団体募集要領第6条の規定に基づき、以下の通り、応募手続きを定めます。

## 1. 応募期間

随時受付します。

## 2. 応募方法

郵送（簡易書留郵便もしくは書留郵便に限ります。）・FAX・電子メール・直接持参のいずれかで提出してください。

## 3. 応募に必要な書類等

（1）事業者は、下記、ア・イの書類を提出してください。

ア 【様式1】参加申込書（事業者用）

イ 【様式2】取組内容報告書（事業者用）

（2）市民活動団体は、下記、ア・イ・ウの書類を提出してください。

ア 【様式3】参加申込書（市民活動団体用）

イ 【様式4】取組内容報告書（市民活動団体用）

ウ 団体に関する規約等を記載しているもの

## 4. 応募先（連絡先）

堺市環境局 環境事業部 環境事業管理課

〒590-0078 堺市堺区南瓦町3番1号（堺市役所高層館4階）

（電話）072-228-7478 （FAX）072-229-4454

（Eメール）kankan@city.sakai.lg.jp

## 5. 応募後の連絡

募集要領第3条もしくは第4条の応募要件を満たし、応募に必要な書類等が提出されたことが確認できた場合は、協定締結に向けた調整を行い、参加の可否についてご連絡します。

なお、募集要領第3条もしくは第4条の応募要件を満たさない場合、又は応募に必要な書類等が未提出の場合は、協定には参加できない旨、ご連絡します。